

## 請 願 書

【件名】 「ボートピア誘致に関する参考資料」の内容とそれに基づく「地元同意」の精査をもとめる請願

【要旨】 平成17年4月24日舟橋区役員班長会で配布された、WF企画からの「ボートピア誘致に関する参考資料」の内容とそれに基づく「地元同意」の精査をもとめる。

【理由】 別添資料「ボートピア誘致に関する参考資料」は、ボートピア設置の必須条件とされる「地元同意」の取り付けに際し、株式会社グットワンの北陸地域協力会社WF企画が、平成17年4月24日開催の「舟橋区役員班長会」で配布したものである。その資料には、明らかに事実と反する記述（全国の自治体から自主財源確保のために誘致合戦が激しく、数百件におよぶ申請……。心配される治安の問題や子供達への悪影響、交通渋滞などに関しましても……。逆に安心を与えるケースの方が多く状況であります。）や、実現実行が不可能と思われる記述（固定資産税や法人住民税とは別に、環境整備費が支払われ、合計で年間1億円以上の新たな自主財源が生まれる。100名程度の雇用が発生し、臨時的ではなく、本採用として安定した職場が提供されます。）がある。

この偽りともいえる情報提供によって、委任状が大半をしめる「地元同意」がつくられ、平成18年6月議会に舟橋区とWF企画がボートピア誘致の請願を提出したのである。ボートピア問題の出発点とも言うべき「地元同意」の取り付けに際し、株式会社グットワンとその地域協力会社WF企画の配布資料が、事実に基づく公正な内容のものか、また同意書を書いた株式会社グットワンが、年間1億円以上の自主財源と100名程度の本採用の雇用が生まれるとした内容は、実現、実行可能なものなのか、その精査を求めるものである。

以上、地方自治法第124条の規定により請願する。

2008年8月20日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願者 津幡町・市民グループ「風」 世話人

紹介議員 津幡町議会議員 前田幸子  
中村一子

## 請願書

【件名】 ボートピア計画の説明会実施を町長に勧告する決議を議会に求める請願

【要旨】 津幡町舟橋に設置計画中の（仮称）「ボートピア津幡」の町民への説明会の実施を村町長に勧告して欲しい

【理由】 村隆一津幡町長は一昨年11月の「広報つばた」での告知によって、町が住民に対してのボートピア計画の説明責任を果たしていると主張していますが、ボートピア設置への反対運動が広報での告知後に活発となり、3ヶ月という短期間に津幡町の有権者過半数の反対署名が集まった経緯をかんがみますと、町の告知に対し町民の大多数が納得していないばかりか、むしろその告知によって不安を募らせている現状が明らかとなっています。

ボートピアが町にとって有益な施設であり町民の生活になんら脅威を与えるものでないと町長が確信するなら、安心安全を願う町民の疑問や不安を解消するための、そして町の将来への展望を町民すべてが共有するための説明会を全町民を対象に開催することが必要です。2006年10月にボートピア施設設置に容認の意向を表明して以来、みどり市との行政間協定が締結された現在にいたるまで、ボートピア計画の説明会をいっさい開催しようとしなない町長に対して、議会が説明会の実施勧告をおこなうことを求めます。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。

2008年8月20日

津幡町議会議長 谷口正一様

請願者 津幡町・市民グループ「風」世話人

紹介議員 津幡町議会議員 前田幸子

中村一子